

【アメリカ】アリゾナ州移民法と連邦移民政策の動向

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2010年4月、アリゾナ州で成立した移民法に対し、同年7月、オバマ政権は、その施行の差止めを求める訴訟を提起した。州移民法の持つ法律的な問題に加え、その移民排斥的な内容は、政治的にも大きな議論となっている。

----- 非合法移民問題—政治的・社会的側面—

非合法移民増加の問題に対応するため、ブッシュ前大統領は包括的移民制度改革法案成立を重要政策としてきたが、法制化には至らなかった。

包括的移民制度改革法案は、国内に一定期間居住・滞在する非合法移民について、納税実績がある者については、法的に居住・滞在を認めることや一時的な不法就労に従事する外国人に対して法的地位を保障する「一時的労働者プログラム」の新設等を柱としていた。しかし、連邦議会では、このような措置は非合法移民に対する「恩赦」であり認めがたいとする共和党議員の一部が、法案成立にたびたび反対してきた。また、2005年末には下院で、非合法移民を慈善的な立場で支援することを犯罪とする内容の法案が通過した（上院は非通過）。このような事態を重く見たヒスパニック系移民が、大規模なデモ活動を行うまでに至り、政治的・社会的に大きな問題となった。

アメリカには非合法移民が1000万人から2000万人存在するといわれ、その大部分がヒスパニック系である。また、2007年時点でヒスパニック系人口は約4500万人、全人口の15%となっており、政治的影響力が増大している。

一方、ヒスパニック系の非合法移民の密入地域であるメキシコと国境を接する各州は、連邦による非合法移民取締を強く求めている。密入国そのものが組織的人身売買に関係し、麻薬や拳銃密輸のような重大犯罪もかかわっているためである。加えて地域に急増する異人種に対する社会不安と、自治体が移民に提供する福祉等の負担増に対する懸念も非合法移民排斥の理由とみられ、州民による自警の動きもみられている。

オバマ大統領は自身の支持基盤にヒスパニック系が多く、前政権時から包括的移民制度改革法の成立には積極的であった。しかし、大統領就任後は経済危機等への対応に追われ、移民問題は取り上げてこなかった。このような状況で直面したのが、2010年4月のアリゾナ州における移民法の制定であった。これは非合法移民に対し強硬な内容となっていたため、アリゾナ州への批判と、オバマ大統領への包括的移民制度改革の早期実施の要求を、ヒスパニック系から招く事態となった。

オバマ大統領は、直ちに包括的移民制度改革法案成立への決意とアリゾナ州の移民法への批判を表明したが、議会内での対立は続いており、2010年秋の中間選挙もあって、政治的影響力が大きいヒスパニック系にかかる問題を積極的に扱う雰囲気はない。

オバマ政権は7月6日、アリゾナ州移民法が合衆国憲法の規定する連邦による独占的な移民規制権限に違反し、無効であると連邦地方裁判所に訴えた。また連邦が回復

不能な被害を受けることを理由に、判決までの間予備的な州移民法の施行の一時差止も求めた。この行為は州移民法を支持する側の大きな反発も招きかねず、「政治的な賭け」とも評された。7月28日、連邦地裁は州移民法の一部につき、差止命令を出した。

アリゾナ州移民法に関する問題—法律的側面—

「アリゾナ州法典を改正する不法滞在外国人に関する法律」は2010年4月23日にアリゾナ州制定順法律第113号として成立し、この内容を補足修正するものとして、同第211号が、4月30日に成立した。主な内容は次のとおりである。

- (1) 州内での不法滞在を犯罪とし、警察官が適法な呼止め、勾留又は逮捕した人物が、合衆国に不法滞在をしている「合理的な疑い」がある場合、実行可能であれば、その者の法的地位の捜査を義務付ける。
- (2) 日雇い労働者雇用のため、道路に車両を停車し、交通を妨害することを犯罪とする。
- (3) 他の犯罪の手段としての非合法移民の州内輸送、隠避、蔵匿、保護は犯罪とする。
- (4) 外国人登録書類の不携帯を犯罪とする。
- (5) 合衆国からの退去理由となる法律に反する作為又は不作為を犯したと信じるに足る「相当な理由」がある場合、令状なしの逮捕を認める。
- (6) 非合法移民に就労を教唆し、遂行させ、又はこれに応募させることを犯罪とする。

この法律は人種差別等の観点からも問題視された。州側の反論は次のとおりである。

- ・連邦移民法執行権限は「連邦のみ」が有し、州移民法は連邦法執行を侵害し、違憲だという批判は誤っている。判例は、州及び地方による警察の連邦移民関係法刑事規定の執行を認めている(*Gonzales v. City of Peoria(AZ)*, 722 F. 2d 468(9th Cir.1983))。
- ・州民が州又は地方政府を提訴可能であるという州移民法の規定は、警察官個人の責任を問う趣旨ではなく、組織責任を問うための条項である。条項は、移民関係法執行に関して州が採用又は実施する政策が、連邦法により執行を認められた範囲に満たない内容であることが問題となる場合にのみ適用され、警察官個人の住民に対する法的地位の捜査又は非合法移民の取締りが不十分であるからという理由では適用されない。
- ・州移民法が外国人に身分証明書類の携帯を義務付けるのは、合衆国法典第8編第1304条(e)項、第1306条(a)項の外国人の連邦への登録義務、身分証明不携帯を軽罪とする規定にならったものである。

連邦地方裁判所は、上の(1)、(3)、(4)、(5)については連邦による訴えの実体を認め、差止命令を出した。(2)、(6)は、訴えの実体は認められず、施行される。州による連邦移民関係法の執行可能性については、差止命令決定において明確に認められた。

参考文献(インターネット情報は2010年9月17日現在である。)

- ・ Alia Beard Rau et al., "Arizona immigration law: State to appeal injunction," *Arizona Republic*, Jul.28,2010.<<http://www.azcentral.com/news/election/azelections/articles/2010/07/28/20100728arizona-immigration-law-court-ruling-brk28-ON.html>>